

平成26年第1回川本町議会定例会会議録

(最終日) 平成26年3月13日 午前9時30分開議

| | |
|-------------------|--|
| 議 長 | 去る7日に開会されました、平成26年第1回定例会も本日、最終日となりました。連日、ご審議をいただき、誠にありがとうございました。 |
| 々 | ただいまの出席議員数は8名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立致しました。 |
| 々 | それではただちに、本日の会議を開きます。 本日の議事日程は、お手元に配布しているとおりでございます。 |
| 々 | 日程第1、「委員長報告」を議題と致します。 予算特別委員会委員長から「委員会審査報告書」が提出されておりますので、委員長から報告していただきます。8番圓山予算特別委員会委員長。 |
| 圓山予算 特別委員 長 | 朗読させていただきます。 川本町議会議長 大畑茂久殿。 平成26年3月13日。 予算特別委員会 委員長 圓山達雄。 委員会審査報告書。 本委員会は付託議案を審査した結果、下記のとおり決定したので会議規則第76条の規定により報告します。 記。 |
| 々 | 議案番号、「議案第41号、平成26年度川本町一般会計予算」、「原案認定」。 |
| 々 | 「議案第42号、平成26年度川本町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算」、「原案認定」。 |
| 々 | 「議案第43号、平成26年度川本町国民健康保険事業特別会計予算」、「原案認定」。 |
| 々 | 「議案第44号、平成26年度川本町後期高齢者医療特別会計予算」、「原案認定」。 |
| 々 | 「議案第45号、平成26年度川本町簡易水道事業特別会計予算」、「原案認定」。 |
| 々 | 「議案第46号、平成26年度川本町農業集落排水処理事業特別会計予算」、「原案認定」。 以上でございます。 |

- 議 長 以上で、予算特別委員会委員長の報告を終わります。
- 々 ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。
質疑はありませんか。
(「ありません」の声あり)
質疑なしと認めます。質疑を終結致します。
- 々 ただ今、報告のありました各議案につきまして、これより討論を行います。
- 々 「議案第41号、平成26年度川本町一般会計予算」につきまして、討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)
討論なしと認めます。討論を終結致します。
- 々 次に、「議案第42号、平成26年度川本町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算」につきまして、討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)
討論なしと認めます。討論を終結致します。
- 々 「議案第43号、平成26年度川本町国民健康保険事業特別会計予算」につきまして、討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)
討論なしと認めます。討論を終結致します。
- 々 「議案第44号、平成26年度川本町後期高齢者医療特別会計予算」につきまして、討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)
討論なしと認めます。討論を終結致します。
- 々 「議案第45号、平成26年度川本町簡易水道事業特別会計予算」につきまして、討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)
討論なしと認めます。討論を終結致します。
- 々 「議案第46号、平成26年度川本町農業集落排水処理事業特別会計予算」につきまして、討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)
討論なしと認めます。討論を終結致します。
- 々 それでは、これより採決に入ります。
この採決は、「挙手」により行います。

議 長

最初に「議案第41号、平成26年度川本町一般会計予算」に対する委員長報告は、「原案認定」であります。

この委員長報告のとおり決定することに賛成の皆さんの挙手を求めます。

挙手「全員」であります。

よって「議案第41号」は原案のとおり、「決定」致しました。

々

次に、「議案第42号、平成26年度川本町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算」に対する委員長報告は、「原案認定」であります。

この委員長報告のとおり決することに賛成の皆さんの挙手を求めます。

挙手「全員」であります。

よって「議案第42号」は原案のとおり、「決定」致しました。

々

次に、「議案第43号、平成26年度川本町国民健康保険事業特別会計予算」に対する委員長報告は、「原案認定」であります。

この委員長報告のとおり決定することに賛成の皆さんの挙手を求めます。

挙手「全員」であります。

よって「議案第43号」は原案のとおり、「決定」致しました。

々

次に、「議案第44号、平成26年度川本町後期高齢者医療特別会計予算」に対する委員長報告は、「原案認定」であります。

この委員長報告のとおり決定することに賛成の皆さんの挙手を求めます。

挙手「全員」であります。

よって「議案第44号」は原案のとおり、「決定」致しました。

々

次に、「議案第45号、平成26年度川本町簡易水道事業特別会計予算」に対する委員長報告は、「原案認定」であります。

この委員長報告のとおり決定することに賛成の皆さんの挙手を求めます。

挙手「全員」であります。

よって「議案第45号」は原案のとおり、「決定」致しました。

々

次に、「議案第46号、平成26年度川本町農業集落排水処理事業特別会計予算」に対する委員長報告は、「原案認定」であります。

この委員長報告のとおり決定することに賛成の皆さんの挙手を求めます。

挙手「全員」であります。

よって「議案第46号」は原案のとおり、「決定」致しました。

々

以上で予算特別委員会委員長の報告を終わります。

々

次に、産建町民常任委員長から「陳情審査結果報告書」・「請願審査結果報告書」が提出されておりますので、委員長から報告していただきます。

3番植田産建町民常任委員長。

| | |
|-------------------|---|
| 植田産町 常任委員 長 | <p>平成26年3月13日。 川本町議会議長 大畑茂久殿。 産建町民常任委員会 委員長 植田昌平。 陳情審査結果報告書。 本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので会議規則第9 3条第1項の規定により報告します。 記。 1、受理番号、陳情第1号（平成26年）。因原地内生活雑排水の排水路整備を求 める陳情。 付託年月日、平成26年3月7日。 審査年月日、平成26年3月10日。 審査の結果、採択とすべきもの。</p> |
| 々 | <p>平成26年3月13日。 川本町議会議長 大畑茂久殿。 産建町民常任委員会 委員長 植田昌平。 請願審査結果報告書。 本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので会議規則第9 3条第1項の規定により報告します。 記。 1、受理番号、請願第1号（平成26年）。因原地区水田の農業用水確保への請願。 付託年月日、平成26年3月7日。 審査年月日、平成26年3月10日。 審査の結果、採択とすべきもの。 以上でございます。</p> |
| 議 長 | <p>以上で、産建町民常任委員長の報告を終わります。</p> |
| 々 | <p>最初に、「陳情第1号」に対する質疑を行います。 質疑はありませんか。 （「ありません」の声あり） 質疑なしと認めます。質疑を終結致します。</p> |
| 々 | <p>これより討論を行います。討論はありませんか。 （「ありません」の声あり） 討論なしと認めます。討論を終結致します。</p> |
| 々 | <p>これより「採決」に入ります。 この採決は、「挙手」により行います。 「陳情第1号、因原地内生活雑排水の排水路整備を求める陳情」に対する委員長報告 は、「採択とすべきもの」であります。</p> |

- 議 長 この委員長報告のとおり決定することに賛成の皆さんの「挙手」を求めます。
挙手「全員」であります。
- 々 よって、「陳情第1号」は委員長報告のとおり「採択」することに「決定」致しました。
- 々 続いて、「請願第1号」に対する質疑を行います。
質疑はありませんか。
（「ありません」の声あり）
質疑なしと認めます。質疑を終結致します。
- 々 これより討論を行います。討論はありませんか。
（「ありません」の声あり）
討論なしと認めます。討論を終結致します。
- 々 これより「採決」に入ります。
この採決は、「挙手」により行います。
「請願第1号、因原地区水田の農業用水確保への請願」に対する委員長報告は、「採
択とすべきもの」であります。
この委員長報告のとおり決定することに賛成の皆さんの「挙手」を求めます。
挙手「全員」であります。
- 々 よって、「請願第1号」は委員長報告のとおり「採択」することに「決定」致しま
した。
- 々 次に、日程第2、「議案第5号、川本町学習交流センターの設置及び管理に関する
条例の制定について」の件を議題と致します。
- 々 これより討論を行います。討論はありませんか。
（「ありません」の声あり）
討論なしと認めます。討論を終結いたします。
- 々 これより「採決」に入ります。
この採決は、「挙手」により行います。
- 々 「議案第5号 川本町学習交流センターの設置及び管理に関する条例の制定につい
て」に賛成の皆さんの「挙手」を求めます。
挙手「全員」であります。
- 々 よって、「議案第5号」は原案のとおり、「決定」しました。

- 議 長 日程第3、「議案第6号、川本町老人福祉センターの休止に関する条例の制定について」の件を議題と致します。
- 々 これより討論を行います。討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)
討論なしと認めます。討論を終結致します。
- 々 これより「採決」に入ります。
この採決は、「挙手」により行います。
- 々 「議案第6号、川本町老人福祉センターの休止に関する条例の制定について」に賛成の皆さんの挙手を求めます。
挙手「全員」であります。
- 々 よって「議案第6号」は原案のとおり、「決定」致しました。
- 々 日程第4、「議案第7号、悠邑ふるさと会館の設置及び管理に関する条例の制定について」の件を議題と致します。
- 々 これより討論を行います。討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)
討論なしと認めます。討論を終結致します。
- 々 これより「採決」に入ります。
この採決は、「挙手」により行います。
- 々 「議案第7号、悠邑ふるさと会館の設置及び管理に関する条例の制定について」に賛成の皆さんの挙手を求めます。
挙手「全員」であります。
- 々 よって「議案第7号」は原案のとおり、「決定」致しました。
- 々 日程第5、「議案第8号、川本町野外音楽堂の休止に関する条例の制定について」の件を議題と致します。
- 々 これより討論を行います。討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)
討論なしと認めます。討論を終結致します。
- 々 これより「採決」に入ります。
この採決は、「挙手」により行います。

- 議 長 「議案第 8 号、川本町野外音楽堂の休止に関する条例の制定について」に賛成の皆さんの挙手を求めます。
挙手「全員」であります。
- 々 よって「議案第 8 号」は原案のとおり、「決定」致しました。
- 々 日程第 6、「議案第 9 号、川本町音楽研修施設の休止に関する条例の制定について」の件を議題と致します。
- 々 これより討論を行います。討論はありませんか。
（「ありません」の声あり）
討論なしと認めます。討論を終結致します。
- 々 これより「採決」に入ります。
この採決は、「挙手」により行います。
- 々 「議案第 9 号、川本町音楽研修施設の休止に関する条例の制定について」に賛成の皆さんの挙手を求めます。
挙手「全員」であります。
- 々 よって「議案第 9 号」は原案のとおり、「決定」致しました。
- 々 日程第 7、「議案 1 0 号、川本町郷土資料館の休止に関する条例の制定について」の件を議題と致します。
- 々 これより討論を行います。討論はありませんか。
（「ありません」の声あり）
討論なしと認めます。討論を終結致します。
- 々 これより「採決」に入ります。
この採決は、「挙手」により行います。
- 々 「議案第 1 0 号 川本町郷土資料館の休止に関する条例の制定について」に賛成の皆さんの「挙手」を求めます。
挙手「全員」であります。
- 々 よって「議案第 1 0 号」は原案のとおり、「決定」致しました。
- 々 日程第 8、「議案第 1 1 号 非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題と致します。

議 長

これより討論を行います。討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)
討論なしと認めます。討論を終結致します。

々

これより「採決」に入ります。
この採決は、「挙手」により行います。

々

「議案第11号 非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について」に賛成の皆さんの「挙手」を求めます。
挙手「全員」であります。

々

よって「議案第11号」は原案のとおり、「決定」致しました。

々

日程第9、「議案第12号、消防団員の定員、任免、給与服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題と致します。

々

これより討論を行います。討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)
討論なしと認めます。討論を終結致します。

々

これより「採決」に入ります。
この採決は、「挙手」により行います。

々

「議案第12号、消防団員の定員、任免、給与服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」に賛成の皆さんの挙手を求めます。
挙手「全員」であります。

々

よって「議案第12号」は原案のとおり、「決定」致しました。

々

日程第10、「議案第13号、川本町集落集会所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題と致します。

々

これより討論を行います。討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)
討論なしと認めます。討論を終結致します。

々

これより「採決」に入ります。
この採決は、「挙手」により行います。

々

「議案第13号、川本町集落集会所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」に賛成の皆さんの挙手を求めます。

議 長

挙手「全員」であります。

々

よって「議案第13号」は原案のとおり、「決定」致しました。

々

日程第11、「議案第14号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題と致します。

々

これより討論を行います。討論はありませんか。
（「ありません」の声あり）
討論なしと認めます。討論を終結致します。

々

これより「採決」に入ります。
この採決は、「挙手」により行います。

々

「議案第14号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」に賛成の皆さんの挙手を求めます。
挙手「全員」であります。

々

よって「議案第14号」は原案のとおり、「決定」致しました。

々

日程第12、「議案第15号、川本町地域情報通信基盤設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題と致します。

々

これより討論を行います。討論はありませんか。
（「ありません」の声あり）
討論なしと認めます。討論を終結致します。

々

これより「採決」に入ります。
この採決は、「挙手」により行います。

々

「議案第15号、川本町地域情報通信基盤設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」に賛成の皆さんの挙手を求めます。
挙手「全員」であります。

々

よって「議案第15号」は原案のとおり、「決定」致しました。

々

日程第13、「議案第16号、川本町農業近代化施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題と致します。

々

これより討論を行います。討論はありませんか。
（「ありません」の声あり）

議 長 討論なしと認めます。討論を終結致します。

々 これより「採決」に入ります。
この採決は、「挙手」により行います。

々 「議案第16号、川本町農業近代化施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」に賛成の皆さんの挙手を求めます。
挙手「全員」であります。

々 よって「議案第16号」は原案のとおり、「決定」致しました。

々 日程第14、「議案第17号、川本町高齢者生産活動センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題と致します。

々 これより討論を行います。討論はありませんか。
（「ありません」の声あり）
討論なしと認めます。討論を終結致します。

々 これより「採決」に入ります。
この採決は、「挙手」により行います。

々 「議案第17号、川本町高齢者生産活動センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」に賛成の皆さんの挙手を求めます。
挙手「全員」であります。

々 よって「議案第17号」は原案のとおり、「決定」致しました。

々 日程第15、「議案第18号、川本町高齢者・若者活性化施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題と致します。

々 これより討論を行います。討論はありませんか。
（「ありません」の声あり）
討論なしと認めます。討論を終結致します。

々 これより「採決」に入ります。
この採決は、「挙手」により行います。

々 「議案第18号、川本町高齢者・若者活性化施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」に賛成の皆さんの挙手を求めます。
挙手「全員」であります。
よって「議案第18号」は原案のとおり、「決定」致しました。

- 議 長 日程第16、「議案第19号、生活改善センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題と致します。
- 々 これより討論を行います。討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)
討論なしと認めます。討論を終結致します。
- 々 これより「採決」に入ります。
この採決は、「挙手」により行います。
- 々 「議案第19号、生活改善センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」に賛成の皆さんの挙手を求めます。
挙手「全員」であります。
- 々 よって「議案第19号」は原案のとおり、「決定」致しました。
- 々 日程第17、「議案第20号、川本町農村公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題と致します。
- 々 これより討論を行います。討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)
討論なしと認めます。討論を終結致します。
- 々 これより「採決」に入ります。
この採決は、「挙手」により行います。
- 々 「議案第20号、川本町農村公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」に賛成の皆さんの挙手を求めます。
挙手「全員」であります。
- 々 よって「議案第20号」は原案のとおり、「決定」致しました。
- 々 日程第18、「議案第21号、川本町農林漁業体験実習館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題と致します。
- 々 これより討論を行います。討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)
討論なしと認めます。討論を終結致します。
- 々 これより「採決」に入ります。
この採決は、「挙手」により行います。

- 議 長 「議案第 2 1 号、川本町農林漁業体験実習館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」に賛成の皆さんの挙手を求めます。
挙手「全員」であります。
- 々 よって「議案第 2 1 号」は原案のとおり、「決定」致しました。
- 々 日程第 1 9、「議案第 2 2 号、川本町総合交流ターミナル施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題と致します。
- 々 これより討論を行います。討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)
討論なしと認めます。討論を終結致します。
- 々 これより「採決」に入ります。
この採決は、「挙手」により行います。
- 々 「議案第 2 2 号、川本町総合交流ターミナル施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」に賛成の皆さんの挙手を求めます。
挙手「全員」であります。
- 々 よって「議案第 2 2 号」は原案のとおり、「決定」致しました。
- 々 日程第 2 0、「議案第 2 3 号、川本町企業立地支援緊急貸付条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題と致します。
- 々 これより討論を行います。討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)
討論なしと認めます。討論を終結致します。
- 々 これより「採決」に入ります。
この採決は、「挙手」により行います。
- 々 「議案第 2 3 号、川本町企業立地支援緊急貸付条例の一部を改正する条例の制定について」に賛成の皆さんの挙手を求めます。
挙手「全員」であります。
- 々 よって「議案第 2 3 号」は原案のとおり、「決定」致しました。
- 々 日程第 2 1、「議案第 2 4 号、川本町谷戸小集落地区水道給水条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題と致します。

- 議 長 | これより討論を行います。討論はありませんか。
 | (「ありません」の声あり)
 | 討論なしと認めます。討論を終結致します。
- 々 | これより「採決」に入ります。
 | この採決は、「挙手」により行います。
- 々 | 「議案第24号、川本町谷戸小集落地区水道給水条例の一部を改正する条例の制定に
 | ついて」に賛成の皆さんの挙手を求めます。
 | 挙手「全員」であります。
- 々 | よって「議案第24号」は原案のとおり、「決定」致しました。
- 々 | 日程第22、「議案第25号、川本町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の
 | 制定について」を議題と致します。
- 々 | これより討論を行います。討論はありませんか。
 | (「ありません」の声あり)
 | 討論なしと認めます。討論を終結致します。
- 々 | これより「採決」に入ります。
 | この採決は、「挙手」により行います。
- 々 | 「議案第25号、川本町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について」
 | に賛成の皆さんの挙手を求めます。
 | 挙手「全員」であります。
- 々 | よって「議案第25号」は原案のとおり、「決定」致しました。
- 々 | 日程第23、「議案第26号、川本町高齢者コミュニティセンターの設置及び管理に
 | 関する条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題と致します。
- 々 | これより討論を行います。討論はありませんか。
 | (「ありません」の声あり)
 | 討論なしと認めます。討論を終結致します。
- 々 | これより「採決」に入ります。
 | この採決は、「挙手」により行います。
- 々 | 「議案第26号、川本町高齢者コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の
 | 一部を改正する条例の制定について」に賛成の皆さんの挙手を求めます。

議 長

挙手「全員」であります。

々

よって「議案第26号」は原案のとおり、「決定」致しました。

々

日程第24、「議案第27号、川本町地域福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題と致します。

々

これより討論を行います。討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)
討論なしと認めます。討論を終結致します。

々

これより「採決」に入ります。
この採決は、「挙手」により行います。

々

「議案第27号、川本町地域福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」に賛成の皆さんの挙手を求めます。
挙手「全員」であります。

々

よって「議案第27号」は原案のとおり、「決定」致しました。

々

日程第25、「議案第28号、川本町保健センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題と致します。

々

これより討論を行います。討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)
討論なしと認めます。討論を終結致します。

々

これより「採決」に入ります。
この採決は、「挙手」により行います。

々

「議案第28号、川本町保健センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」に賛成の皆さんの挙手を求めます。
挙手「全員」であります。

々

よって「議案第28号」は原案のとおり、「決定」致しました。

々

日程第26、「議案第29号、川本町久座仁老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題と致します。

々

これより討論を行います。討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)

- 議 長 討論なしと認めます。討論を終結致します。
- 々 これより「採決」に入ります。
この採決は、「挙手」により行います。
- 々 「議案第29号、川本町久座仁老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」に賛成の皆さんの挙手を求めます。
挙手「全員」であります。
- 々 よって「議案第29号」は原案のとおり、「決定」致しました。
- 々 日程第27、「議案第30号、川本町農業集落排水処理施設使用料条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題と致します。
- 々 これより討論を行います。討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)
討論なしと認めます。討論を終結致します。
- 々 これより「採決」に入ります。
この採決は、「挙手」により行います。
- 々 「議案第30号、川本町農業集落排水処理施設使用料条例の一部を改正する条例の制定について」に賛成の皆さんの挙手を求めます。
挙手「全員」であります。
- 々 よって「議案第30号」は原案のとおり、「決定」致しました。
- 々 日程第28、「議案第31号、川本町都市公園条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題と致します。
- 々 これより討論を行います。討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)
討論なしと認めます。討論を終結致します。
- 々 これより「採決」に入ります。
この採決は、「挙手」により行います。
- 々 「議案第31号、川本町都市公園条例の一部を改正する条例の制定について」に賛成の皆さんの挙手を求めます。
挙手「全員」であります。

- 議 長 よって「議案第31号」は原案のとおり、「決定」致しました。
- 々 日程第29、「議案第32号、川本町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題と致します。
- 々 これより討論を行います。討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)
討論なしと認めます。討論を終結致します。
- 々 これより「採決」に入ります。
この採決は、「挙手」により行います。
- 々 「議案第32号、川本町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について」に賛成の皆さんの挙手を求めます。
挙手「全員」であります。
- 々 よって「議案第32号」は原案のとおり、「決定」致しました。
- 々 日程第30、「議案第33号、川本町普通河川道路等管理条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題と致します。
- 々 これより討論を行います。討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)
討論なしと認めます。討論を終結致します。
- 々 これより「採決」に入ります。
この採決は、「挙手」により行います。
- 々 「議案第33号、川本町普通河川道路等管理条例の一部を改正する条例の制定について」に賛成の皆さんの挙手を求めます。
挙手「全員」であります。
- 々 よって「議案第33号」は原案のとおり、「決定」致しました。
- 々 日程第31、「議案第34号、川本町給水条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題と致します。
- 々 これより討論を行います。討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)
討論なしと認めます。討論を終結致します。

- 議 長 これより「採決」に入ります。
 この採決は、「挙手」により行います。
- 々 「議案第34号、川本町給水条例の一部を改正する条例の制定について」に賛成の皆さんの挙手を求めます。
 挙手「全員」であります。
- 々 よって「議案第34号」は原案のとおり、「決定」致しました。
- 々 日程第32、「議案第35号、川本町公民館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題と致します。
- 々 これより討論を行います。討論はありませんか。
 (「ありません」の声あり)
 討論なしと認めます。討論を終結致します。
- 々 これより「採決」に入ります。
 この採決は、「挙手」により行います。
- 々 「議案第35号、川本町公民館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」に賛成の皆さんの挙手を求めます。
 挙手「全員」であります。
- 々 よって「議案第35号」は原案のとおり、「決定」致しました。
- 々 日程第33、「議案第36号、川本町多目的集会施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題と致します。
- 々 これより討論を行います。討論はありませんか。
 (「ありません」の声あり)
 討論なしと認めます。討論を終結致します。
- 々 これより「採決」に入ります。
 この採決は、「挙手」により行います。
- 々 「議案第36号、川本町多目的集会施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」に賛成の皆さんの挙手を求めます。
 挙手「全員」であります。
- 々 よって「議案第36号」は原案のとおり、「決定」致しました。

- 議 長 日程第34、「議案第37号、川本町サウンド・アミュージアムの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題と致します。
- 々 これより討論を行います。討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)
討論なしと認めます。討論を終結致します。
- 々 これより「採決」に入ります。
この採決は、「挙手」により行います。
- 々 「議案第37号、川本町サウンド・アミュージアムの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」に賛成の皆さんの挙手を求めます。
挙手「全員」であります。
- 々 よって「議案第37号」は原案のとおり、「決定」致しました。
- 々 次に、日程第35、「議案第38号、川本町民体育館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題と致します。
- 々 これより討論を行います。討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)
討論なしと認めます。討論を終結致します。
- 々 これより採決に入ります。
この採決は、「挙手」により行います。
- 々 「議案第38号、川本町民体育館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」に賛成の皆さんの挙手を求めます。
挙手「全員」であります。
- 々 よって「議案第38号」は原案のとおり、「決定」致しました。
- 々 次に、日程第36、「議案第47号、専決処分の承認を求めることについて《損害賠償の額を定めることについて》」の件を議題と致します。
- 々 これより討論を行います。討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)
討論なしと認めます。討論を終結致します。
- 々 これより採決に入ります。
この採決は、「挙手」により行います。

- 議 長 「議案第４７号、専決処分の承認を求めることについて《損害賠償の額を定めることについて》」に賛成の皆さんの挙手を求めます。
挙手「全員」であります。
- 々 よって「議案第４７号」は原案のとおり、「決定」致しました。
- 々 次に、日程第３７、「議案第４８号、邑智郡総合事務組合同規約の一部変更について」の件を議題と致します。
- 々 これより討論を行います。討論はありませんか。
（「ありません」の声あり）
討論なしと認めます。討論を終結致します。
- 々 これより採決に入ります。
この採決は、「挙手」により行います。
- 々 「議案第４８号、邑智郡総合事務組合同規約の一部変更について」に賛成の皆さんの挙手を求めます。
挙手「全員」であります。
- 々 よって「議案第４８号」は原案のとおり、「決定」致しました。
- 々 次に、日程第３８、「議案第４９号、財産の取得について」の件を議題と致します。
- 々 これより討論を行います。討論はありませんか。
（「ありません」の声あり）
討論なしと認めます。討論を終結致します。
- 々 これより採決に入ります。
この採決は、「挙手」により行います。
- 々 「議案第４９号、財産の取得について」に賛成の皆さんの挙手を求めます。
挙手「全員」であります。
- 々 よって「議案第４９号」は原案のとおり、「決定」致しました。
- 々 次に、日程第３９、「議案第５０号、辺地に係る総合整備計画の策定について」の件を議題と致します。
- 々 これより討論を行います。討論はありませんか。
（「ありません」の声あり）

- 議 長 討論なしと認めます。討論を終結致します。
- 々 これより採決に入ります。
この採決は、「挙手」により行います。
- 々 「議案第50号、辺地に係る総合整備計画の策定について」に賛成の皆さんの挙手を求めます。
挙手「全員」であります。
- 々 よって「議案第50号」は原案のとおり、「決定」致しました。
- 々 次に、日程第40、「議案第51号、辺地に係る総合整備計画の策定について」の件を議題と致します。
- 々 これより討論を行います。討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)
討論なしと認めます。討論を終結致します。
- 々 これより採決に入ります。
この採決は、「挙手」により行います。
- 々 「議案第51号、辺地に係る総合整備計画の策定について」に賛成の皆さんの挙手を求めます。
挙手「全員」であります。
- 々 よって「議案第51号」は原案のとおり、「決定」致しました。
- 々 次に、日程第41、「議案第52号、川本町過疎地域自立促進計画の一部変更について」の件を議題と致します。
- 々 これより討論を行います。討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)
討論なしと認めます。討論を終結致します。
- 々 これより採決に入ります。
この採決は、「挙手」により行います。
- 々 「議案第52号、川本町過疎地域自立促進計画の一部変更について」に賛成の皆さんの挙手を求めます。
挙手「全員」であります。

議 長 よって「議案第52号」は原案のとおり、「決定」致しました。

々 次に、日程第42、「議案第54号、川本町子ども等医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題と致します。

々 執行部より、提案理由の説明を求めます。
番外長田健康福祉課長。

番外長田健康福祉課長 それでは、「議案第54号、川本町子ども等医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について」、ご説明申し上げます。
改正内容につきましては、2ページの新旧対照表で説明をさせていただきます。
第6条中の、県外の医療機関で受診した場合の助成方法と、第7条の助成申請手続きについて改正を行うものでございます。
改正の理由と致しましては、県外の医療機関においても、助成対象額の支払いに関する契約が進み、現物給付が増加しておる実態に対応するために改正を行うものでございます。
附則と致しまして、この条例は、平成26年4月1日から施行するものでございます。
以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議 長 以上で、提案理由の説明を終わります。

々 これより質疑を行います。質疑はありますか。
（「ありません」の声あり）
質疑なしと認めます。質疑を終結致します。

々 これより討論を行います。討論はありますか。
（「ありません」の声あり）
討論なしと認めます。討論を終結致します。

々 これより採決に入ります。
この採決は、「挙手」により行います。

々 「議案第54号、川本町子ども等医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について」に賛成の皆さんの挙手を求めます。
挙手「全員」であります。

々 よって「議案第54号」は原案のとおり、「決定」致しました。

々 日程第43、「議案第55号、工事請負変更契約の締結について」の件を議題と致します。

議 長

執行部より、提案理由の説明を求めます。
番外杉本教育課長。

番外杉本
教育課長

それでは「議案第55号」について、説明を致します。
本議案は、平成25年12月12日に契約をした、平成25年度学校施設環境改善交付金事業、川本町立学校給食センター建設工事の工事請負変更契約の締結をするため、地方自治法第96条第1項第5号及び、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

変更の内容は、契約金額の変更と工期の変更でございますが、契約金額の変更につきましては、追加工事分727,000円と消費税率等の改正に伴う7,055,160円の増額でございます。

契約の目的は、平成25年度学校施設環境改善交付金事業、川本町立学校給食センター建設工事です。

契約金額は、変更後226,505,160円。

現契約金額は219,450,000円。

変更契約増額分が7,055,160円です。

契約の相手方は、島根県邑智郡邑南町矢上7486番地1。

石見工業・江ノ川開発特別共同企業体。

代表者、石見工業株式会社 代表取締役 こいずみけんさく 小泉 賢咲。

構成員、株式会社江ノ川開発 代表取締役 やまぐちよしお 山口 嘉夫です。

工期は着工が平成25年12月13日。

当初完成予定日が平成26年3月28日。

変更完成日が平成26年6月30日です。

以上、ご承認のほどよろしくお願い致します。

議 長

以上で、提案理由の説明を終わります。

々

これより質疑を行います。質疑はありませんか。
（「ありません」の声あり）
質疑なしと認めます。質疑を終結致します。

々

これより討論を行います。討論はありませんか。
（「ありません」の声あり）
討論なしと認めます。討論を終結致します。

々

これより採決に入ります。
この採決は、「挙手」により行います。

々

「議案第55号、工事請負変更契約の締結について」に賛成の皆さんの挙手を求めます。
挙手「全員」であります。

議 長 よって「議案第55号」は原案のとおり、「決定」致しました。

々 日程第44、「議案第56号、工事請負変更契約の締結について」の件を議題と致します。

々 執行部より、提案理由の説明を求めます。
番外杉本教育課長。

番外杉本
教育課長 それでは「議案第56号」について、説明を致します。
本議案は、平成26年1月27日に契約をした、平成25年度学校施設環境改善交付金事業、川本町立学校給食センター建設工事、厨房設備直接工事の工事請負変更契約の締結をするため、地方自治法第96条第1項第5号及び、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。
変更の内容は、契約金額の変更と工期の変更でございますが、契約金額の変更につきましては、消費税率等の改正に伴う1,536,000円の増額でございます。
契約の目的は、平成25年度学校施設環境改善交付金事業、川本町立学校給食センター建設工事（厨房備品直接工事）です。
契約金額は、変更後55,296,000円。
現契約金額は53,760,000円。
変更契約増額分が1,536,000円です。
契約の相手方は、島根県松江市西嫁島1丁目4番10号。
株式会社門脇正司商店 代表取締役 かどわきとしゆき 門脇利行です。
工期は着工が平成26年1月28日。
当初完成日が平成26年3月28日。
変更完成日が平成26年7月15日です。
以上、ご承認のほどよろしくお願い致します。

議 長 以上で、提案理由の説明を終わります。

々 これより質疑を行います。質疑はありませんか。
（「ありません」の声あり）
質疑なしと認めます。質疑を終結致します。

々 これより討論を行います。討論はありませんか。
（「ありません」の声あり）
討論なしと認めます。討論を終結致します。

々 これより採決に入ります。
この採決は、「挙手」により行います。

- 議 長 「議案第56号、工事請負変更契約の締結について」に賛成の皆さんの挙手を求めます。
挙手「全員」であります。
- 々 よって「議案第56号」は原案のとおり、「決定」致しました。
- 々 次に、日程第45、「閉会中の継続審査・調査の申し出について」の件を議題と致します。
各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、お手元に配布しておりますとおり、会議規則第74条の規定により、閉会中の継続審査・調査の申し出がありますので、この申し出のとおり審査・調査が終了するまで閉会中の継続審査とする事に、ご異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）
異議なしと認めます。よってそのように「決定」を致しました。
- 々 日程第46、「議員派遣の件について」の件を議題と致します。
お手元に配付しておりますとおり、議員派遣することにご異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）
異議なしと認めます。よってそのように「決定」を致しました。
- 々 次に、日程第47、「町長あいさつ」を行います。番外三宅町長。
- 番外 三宅町長 3月7日から開会致しました平成26年第1回町議会定例会の閉会にあたりまして一言お礼のご挨拶を申し上げます。本定例会では平成26年の新年度の予算、25年度の補正予算、それから消費税引き上げによります各条例の改正等、非常にたくさんの案件を提案させていただいた議会でもございました。長期間に亘りまして慎重にご審議いただき上程致しました案件につきましては全て議案どおりご承認いただき深く感謝申し上げる次第でございます。また開会中にお寄せいただきました様々な意見等につきましては、反省の念も伴いながら真摯に受け止めさせていただき、これからの行政運営の中で活かして参りたいと考えております。
施政方針の冒頭におきまして、私の向こう2年間の方針、思いを述べさせていただきました。今後も将来を見据えブレることなく様々な意見を聞きながら邁進していきたいと考えております。
この3月末で退任なされます中垣監査委員様には厚くお礼申し上げます。退任後も健康には、どうかご留意いただきまして、ご活躍されます事をご祈念申し上げます。
これから小中学校の卒業式がございます。そして又、4月に入りますと新しく入学式等がございます。議員各位に於かれましては、こうして年度末、年度始めの行事等がたくさん予定されております。どうかご自愛いただきましてご活躍いただきますようご祈念申し上げます。また、今定例会には多くの傍聴の皆さんにもお越しいただきました。たいへんありがとうございました。今後も多くの皆さんに町政及び議会をご理解いただきたく傍聴いただければというふうに思っております。そして町民の皆さま

番外
三宅町長 さん、議会の皆さんと共に新たな平成26年度をスタートしていく事を決意申し上げまして閉会のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

議 長 以上で、「町長あいさつ」を終わります。

々 以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了致しました。

々 なお、ここで、この度3月31日をもって退任されます中垣代表監査委員に退任のご挨拶をお願いしたいと思います。

中垣代表監査委員をお願いします。

中垣代表
監査委員 この度、私事の一身上の都合によりまして3月31日付けをもちまして辞表を提出させていただきました。この短い期間ではございましたが、執行部の皆様方、それから議員各位、皆様方のご指導、ご協力によりまして今日まで無事に務めさせていただきました。心中よりお礼申し上げます。まだまだ言いたい事はたくさんございますが、簡単ではございますが、これで私の辞任の挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

議 長 中垣代表監査委員には、約2年間お世話になりました。本当にありがとうございました。

々 これをもちまして、平26年第1回川本町議会定例会を閉会と致します。
ありがとうございました。

(午前10時31分)

この会議録は、川本町議会事務局長 宇山 廣繁 が記載したもので、その内容において、
正確である旨を証するためここに署名をする。

川本町議会議長

川本町議会議員

川本町議会議員